

水産動物を輸入する皆さまへ

水産防疫体制の強化に伴い、水産資源保護法施行規則が改正され、**令和8年6月9日**から、農林水産大臣の輸入許可が必要な水産動物の種類が変更になります。

魚類	さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ等)、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ、ないうていらびあ、まだい
甲殻類	くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類
貝類等	とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび、めがいあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや *R8.6.以降 削除:えぞあわび、くろあわび、まだかあわび、めがいあわび 追加:あかあわび、うすひらあわび

養殖用（試験研究用等を含む）等の水産動物について、動物検疫所に輸入許可申請を行う際は、以下の書類を事前（輸入の5日前まで）に仕向先都道府県の水産防疫担当部局へも送付ください。

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 輸出国政府機関発行の検査証明書の写し



別記様式第一号（第二条関係）

輸入許可申請書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
申請者住所氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>着地検査を受ける場合は、実際に着地検査を行う養殖場を仕向地欄に記載してください。（詳細は裏面へ）</p> </div>	
輸 入	
荷 受 人	
荷 送 氏 名	
搭載予定 船名	搭載予定年月日
搭載予定 船舶（航空機）名	
仕 向 地	
その他参考となるべき事項	

確実な着地検査実施のためのポイント

★輸入の前に

仕向地の水産防疫担当部局（都道府県）へ**着地検査を行う施設についての連絡**をしてください。

★輸入日が決まったら

都道府県へ以下の書類を送付ください。

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 輸出国政府機関発行の検査証明書の写し

★着地検査施設

万が一疾病が発生した場合であっても水平感染しないよう、隔離飼育可能な施設を選定してください。

★着地検査場所への輸送

輸送に使用した水等は、河川等の公共用水面に直接排水しないでください。



⚠ 着地検査を受ける際の注意点

- ・ 健康観察を行い、飼育状況を記録（3年以上保管）。
- ・ 異状が確認された場合は、都道府県へ速やかに連絡。
- ・ 死亡個体は少なくとも検査終了まで冷凍・冷蔵保存。
- ・ 都道府県の現地調査に協力し、定期報告、終了報告。
- ・ **着地検査完了まで、移動・販売等を行わない。**
やむを得ず、移動等を行う場合、都道府県へ**事前（5日前まで）に連絡。**